

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成30年5月28日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

5月28日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）可児敏章，岸小夜子，小路法雄，國分隆文，齋藤重博，篠原光征，高木克文，高野俊太郎，竹田光広，西田史明，南智樹，宮崎徹哉（※敬称略）

（説明者）菅原克家事訟廷管理官

（裁判所）鈴木憲治首席家裁調査官，織田三郎次席家裁調査官，河西滋次席家裁調査官，高柴浩和家事首席書記官，富所良少年首席書記官，平野裕章家事・少年次席書記官，加藤博之事務局長，高嶋博之事務局次長

（庶務）内山秀樹総務課長

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1）議事

ア 委員の退任，任命についての報告

前回の委員会以降，加藤匡倫委員，北村善春委員，三瓶一俊委員及び福地幸雄委員が退任され，新たに岸小夜子委員，小路法雄委員，篠原光征委員及び南智樹委員が任命されたことが報告された。

イ テーマ「家庭裁判所における手続案内について」の基本説明

ウ 手続案内事例（添付省略）

エ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は，別紙のとおり

（2）次回の予定等

ア 委員会日程 平成30年11月16日（金）午後1時30分

イ テーマ 「家庭裁判所の広報活動」

概 要

□委員長 ●委員 △説明担当者

□ 本日のテーマである「家庭裁判所における手続案内」について議事を始めます。

一般的には裁判所は敷居が高く近寄りがたい場所というイメージを持っている方もいらっしゃるかと思いますが、ご家族が認知症になって成年後見制度を利用することになったり、相続が発生するなど、どなたでも利用することになる可能性がある場所とも言えます。

本日の家裁委員会では、まずは家庭裁判所で行っている手続案内の目的と役割をご説明した上で、公平・中立な組織として裁判所が行う手続案内の現状を知っていただき、その上で手続案内が利用者にとって利用しやすいものになっているか、利用者の立場で率直な御意見、御感想をお聞かせいただければと思っています。

△ 「札幌家庭裁判所における家事手続案内」について説明

□ 次に、よくあるケースの手続案内事例の実演を2例見ていただき、説明者から事例の解説をしていただきたいと思います。それでは、実演をお願いします。

※実演1「離婚調停申立て」(省略)

△ 今の手続案内事例は、離婚調停申立てを希望する方からのものです。

御覧いただいたとおり、調停手続についてあまりご存知ではない方については、通常、担当者はまず、離婚調停についての一般的な手続の流れと必要書類について説明します。今回は、離婚調停の申立書の記載方法、記載について留意すべき事項（非開示希望情報の取扱いなど）、離婚以外に取り決めておきたい事項としての婚姻費用分担調停事件を別途申立てしなければならないこと、調停が開始された後の調停期日における配慮のこと、調停が不成立になった場合のその後の手続（訴訟提起）のこと、そして、裁判所の公平・中立な立場であることや、弁護士等その他の機関の紹介について、説明をしたものです。

通常は、この他に、実際に申立てをするという場合には、より具体的な申立書の記載方法やマイナンバーの記載のあるような書類を出さないことや、非開示希望がある場合の留意点等についても、詳しく教示しています。

今回の事例は、比較的理解していただける来庁者で、最初から最後まできちんと担当者の話を聞いてくれたパターンの例と言えます。

※実演2「相続について」(省略)

△ 今の手続案内事例は、相続関係の事例ですが、聞く限りによると、家庭裁判所の手続案内ができるとすれば、相続放棄あるいは遺産分割調停の手続ぐらいであると判断し、この2つにつき担当者は手続を案内しようとしたものです。

御覧いただいたとおり、来庁者は御自分でどのような手続を取るべきかを理解されていないので、担当者に市役所から請求された固定資産税の支払の義務があるかどうかという法律判断を求めてきたパターンです。

そのため、担当者は、法律判断はできないため最終的に弁護士等への相談を勧めたものですが、「財産は何もない」ということにしたいというお話しがあったことから、相続放棄の手続案内をしたのですが、相続放棄の申述ができる期間は、原則として相続が開始されたことを知った日から3か月という期間制限があるため、今回はそれをはるかに上回る3年という期間が経過していることから、通常は難しいということも説明したものです。本来これも法律判断ですが、法律上、3か月という事が明確に決められていることであるので、この点については、特段の事情がない限りは却下される可能性も高いこと程度までは、予め説明しておく必要性はあります。これは裁判所にとって明らかな事実ですので、この話を聞いて無駄な手続、費用や時間をかけないであきらめるといった選択肢も残しておく必要があると考えます。ただ、あくまでも一般的な期間のこととして説明するのみで、今回の相談内容に即し、単に3年が経過しているというだけでの判断はできませんので、認めてもらうための特段の理由について検討して記載してもらう必要があります、それが無い限りは非常に難しい案件であることについて、ある程度その方の今後の見通しとして教示しておくのも親切な対応だと考えています。

また、今回の来庁者は司法機関である裁判所の権限、権能をよく理解されておられないため、行政庁や区役所と同じ役所として裁判所を認識していることから、説明も苦慮するものとなっています。さらには、戸籍の取得方法についても、難色を示してましたが、このような来庁者は珍しくありません。戸籍と住民票の区別や本籍と住所の区別を理解されていない方や裁判所に戸籍の取り方について教えろという問い合わせも多くあるのですが、その場合には、基本的には、区役所等の専門部署に確認してもらうよう説明しています。

今回の事例も、先の事例よりは対応に苦慮しますが、それでも比較的理解していただける来庁者の部類に入ります。

- 今の2つの事例につき、何かご質問等がありますでしょうか。
- 離婚調停の手続案内の事例ですが、調停とは相手があつての話し合いだと思のですが、相手が拒絶したり、相手が調停に来ないといった場合もあると思います。そういった場合の説明がなかったように思うのですが。
- △ 事例では、話し合いが上手くいかなかった場合の説明しかありませんでしたが、手続案内の時間の制約もあるので、全ての状況で説明できる訳ではありませんが、今、お話しに上がった「相手が来ないような場合」、「相手が来たとしても、話し合いが成立しない場合など、調停は必ずしも上手くいくものではない。」「話し合いの手続であるので、自分の主張が全て通るかどうかは判らない、お互い歩み寄りもしていただくこともあります。」といった説明をしています。結果、相手が来なかったり、話し合いが上手くいかなかった場合は、不成立といって何も解決しないで終わってしまうという説明もします。では、不成立で終わってしまった場合はどうなるのかですが、手続によって、いくつかあります。審判といって裁判官が判断する手続に移行出来るものは、その説明をします。

そうでないものも沢山ありまして、調停としては不成立で何も決まらず終わるケースもあること。その後、どうするかということはご自分で決めて頂くことになるのだけれど、仮に裁判所を利用するとするならば、裁判の手続があるとか、他の手続を説明することもあります。

- 裁判所では今、実演したような手続案内をしております、事例では、離婚調停、相続の問題についてでしたが、比較的、相談者の目的が明確なケースの事例でありました。

他の機関においても、色々と利用者が窓口に来られて、「どうしたらよいのでしょうか。」といった手続案内、案内業務を求められることがあると思いますけれども、市役所における案内業務等をご紹介頂ければと思います。

- 市役所では、案内業務、相談業務が色々な部署で行われています。市民が市役所に来る場合、相談に来られているというのが基本となりますので、そういった意味での色々なパターンの研鑽、訓練というものに取り組んでいるのが現状です。

それらをどうやって研鑽していくかといいますと、各区役所において若手職員によるサービスアップチームといったものを年度当初に組織するんですね、そのサービスアップチームが区役所に訪れる市民の皆様からアンケートを取ったり、そして市民への対応がどうだったか等を毎年チェックして、区役所の窓口対応等が経年的にどういう風に変化しているかということも含めた分析をする、といった取り組みをしております。そういったこともあり区役所の窓口対応については、昔、まあ15、6年前から比べると相当評判は良くなってきているという印象を、数字の上からも出ているのではと感じております。

そういう意味では、直接、市民の皆様からの意見を、帰りがけにアンケートをお願いするといった取り組みによって、利用される方の気持ちが見えてくるといったことがあるかもしれません。

ただ、今日、裁判所における手続案内の実演を見せていただき、裁判所ならではの難しい相談というか対応が求められていると率直に思いました。

公平中立を旨とするが故に、裁判所ですからそこを強調されるのは判りますが、公平中立感を少し崩すというか、実演での相続放棄の手続案内でもありましたが、相続が開始されたことを知ってから3年という期間が経過しているケースで、実演でも認められるのは難しいかもしれないという説明はされていましたが、もう少し、かなりの確率で難しいですよということを強調しても良いのかなという思いもありました。

まだ可能性があるというのが残って、ある種、お客さんの判断が迷ってしまう、そんな状況があったような印象を受けた気がします。

- 市役所としては、割ともう少しはっきりと窓口の段階で、手続上、難しいものはその旨お伝えするのでしょうか。

- ケースによるとと思いますが、市役所の場合、より具体的に言える状況もあるのかなと思います。

ただ、裁判所という場所に相談に来るということは、我々が普通に考えるとあまりないことでして、そう考えると手続にしてもよく理解していない状況下で来られる方が多いと思いますので、普通の対応で上手くいくことは難しいということも感じました。

□ そうですね、相続関係の手続案内の事例ですが、各個別の状況によって、相続放棄の申述受理の判断にも色々と見解があり、最終的には裁判官の判断事項ということになりますので、窓口の段階で、断定的な回答をするのは難しいところでもあります。

続いてですが、法律相談に来られた方に、最も具体的な対応が可能だと思われる弁護士業務、あるいは法テラスでの案内業務、相談業務についてご紹介頂ければと思います。

● 相談に来られる一般市民の方は、どこで何を相談すれば良いのか、今自分が抱えている問題が何なのかということが、全く分からなかったりする方のほうが多いと思います。

司法という機関がどういうことをしているのか、明確に区別して分かっている人は少ないと思います。裁判所に行けば、何か解決してくれるのではないかと思って来られる方も結構多いと思います。

その中で、裁判所の立場は、当事者双方の話を聞いて、明確なルールにのっとって結論、解決に導いてくということなかなかに理解していない方もいらっしゃると思います。

実際に弁護士会の法律相談や法テラスに、どのように相談が来るのかといいますと、例えば「同居している母の貯金を兄弟が勝手に使っている。どうにかして欲しい。」という感じで相談に来られたとします。

そういう場合にどのように解決に導いたら良いかと考えるのですけれども、それは成年後見に関する話で、「母が判断能力が低くなっており、財産を管理して欲しい。」ということかもしれませんし、「お金を使い込んでいる兄弟がいるので止めてほしい、きちんとお金を返して欲しい。」ということかもしれません。色々な問題、法律的な解釈の手法というのがあるので、どれを取れば良いのか、どの問題をこの相談者はどのように解決したいのか、ある程度聞き取っていかなければ分からないんです。

このような相談は、弁護士事務所に直接来られる場合もありますし、法テラスの相談窓口に来られる場合もあります。また、裁判所から紹介されて弁護士会の法律相談センターの無料法律相談に来られる場合もあります。

そして、法テラスにおいても、法律相談センターにおいても、まず職員が聞き取りをします。職員の方である程度聞き取ることによって、先ほどの例でいいますと「母の遺言書を作成したいという話なのか。」「判断能力がないので成年後見を申し立てしたいということなのか。」といった割り振りをしていくことになります。

このように窓口で対応する職員への教育は、弁護士会でも、法テラスでも行っており、窓口である程度の割り振りを行い、どのような説明が適切なのかということをもとめた上で、弁護士にこういう相談が来ていますといった形で上がって来ることになり、具体的な相談に入ります。

弁護士ですの程度、相談者の立場に立って、こういう方針が良いでしょうといった相談を進めていくことは出来ます。ただ、裁判というのはやってみなければ分からない、相手がいる話であるということなかなか理解して頂けない方もいます。裁判の性質上、トラブルになっているということは、どちらも正しいと思っている場合が多いですから、一方の話を聞いているだけでは分からない、勿論、色々な証拠資料等からある程度見通しがつく場合もありますが、勝てる見込み、見通しがあるといった結論は出せるものと出せないものがあります。

また、法律用語というのは非常に難しいと思います。例えば「調停手続」といっても調停とはどういう手続なのか分からないんですよ。調停委員というのは、社会的知識、経験のある一般の方の中から選ばれた方々であり、調停は、まずは申立人から話を聞いて、次に相手方から話も話を聞いてといった細かい話をして調停の具体的なイメージを持って頂いたりしています。

こういう話は、裁判所の窓口でもされていると思いますが、どういう風に裁判や調停が進んでいくのか、それぞれどういう性質を有するものなのか、調停というのは話し合いであり、双方譲り合って解決に導くものであるとか、審判は最終的には裁判所が判断するものなんですよというような基本的な説明を行う必要が、我々が思っている以上にあると思います。

遺産分割などでは戸籍謄本を全部取って下さいと言われることがありますが、遑って戸籍謄本をとるというのはかなり難しいんですよ。そもそも何で生まれてから亡くなるまでの全部の戸籍が必要なのかということも理解していない場合がありますので、その理由を説明することで理解していただく。なぜこういった資料が手続に必要なのかを説明していく、なぜ裁判所は中立の立場での手続説明になるのか、あまり親切じゃないと感じてしまうのかというのは、裁判所の役割をきちんと説明しないと、なかなか分かって頂けないのではないかと思います。

□ 市役所にしても、弁護士会、法テラスにしても、一刀両断で相談者の要望に応じるというのは、なかなか容易なことではなく、そもそも何を求めて来られているのかも探り探りやらなくてはいけないといところでは、同じような場面もあるように思えます。

裁判所は、中立公平性の意識が強すぎるのかもしれませんが、裁判所に言われたことは間違いがないという感じで捉えられてしまうと、後々、困ることもあり、より慎重になるという感じかもしれません。

- 法テラスも地域によって扱いは異なりますが、借金なら借金、相続なら相続、損害賠償、離婚等の相談目的を、職員がある程度聞き取った上で、そこから弁護士が相談に応じることで、相談者のニーズに沿うようにしています。
- 市役所、特に福祉関係は複数の種類の窓口がありますので、入口の所にコンシェルジュ的機能の案内を設けて、そこで一旦少し話を聞いて、何処どこの窓口へ行って下さいといった案内をしています。

● 裁判所の家事訟廷も家事一般総合案内的な所であり、受付担当者が来庁者のご用件を聞いて、そのまま窓口で対応出来るものは対応するし、他の部署を案内する方が良い場合はそのように案内しています。

□ 市役所、法テラスの窓口業務につき、紹介して頂きましたが、裁判所の手続案内、説明は利用者にとって、本当に利用し易いものになっているのか、ご意見ご感想があればお聞かせください。

● 裁判所の窓口では、ここまでの話しか出来ませんとしたことになるのはある程度、仕方ないでしょうし、中立の立場で説明しないといけないのもわかります。

また、踏み込んだ法律相談となると、弁護士会、法テラスに行くことになりまして、戸籍謄本等を入手する必要があると、各市区町村の役場の窓口ということになります。

このように色々、機関が分かれていると、結局あちこち訪れる必要があり、国民としては、使い勝手が悪い。

行政機関、司法機関等、組織が違うので、一足飛びには行かないと思いますが、例えば一か所に行けば、弁護士会なり、裁判所なり、市区町村役場の担当者が揃っていると、いった包括的なサービスも考えても良いのではないかと思います。裁判所だけで考えられる話ではなく、国レベルでの話になるかと思いますが。将来的にはそういうことも見据えていてもいいのではないのでしょうか。

□ イメージとしては各機関で人を出し合って、総合案内といいますか、訪れた方がその場で出来ることはある程度対応できる一大案内センター的なイメージでしょうか。

● 欧米では、それに近いケースの場所もあると聞いたことがあります。

□ 裁判所は物事、紛争がこじれてから来るイメージなんではないでしょうか。

裁判所が行っている案内業務について、どの程度浸透しているのでしょうか。

● 裁判所の手続は難しいところもあり、また色々な書類等も必要となるので、手続説明だけでも相当時間がかかる印象があります。

● 色々な手続がある中で、裁判所として、「この手続が良いですよ。」とは、なかなか言えないと思います。

● 裁判所に相談に来た方に対し、弁護士会、司法書士会の色々な所で、法律相談窓口を設けているので、裁判所の窓口から繋いで頂く、案内するというのも方法であり、その辺は、各法律相談機関の役割分担の話になるのではないのでしょうか。

● 裁判所の手続案内の中で言える範囲、幅を広げることはできるのでしょうか。例えば、裁判の勝ち負けについては言えないでしょうが、結論がでるまでどれぐらい期間がかかるのか、どれぐらい費用がかかるのかといったことも知りたいと思うのですが。

△ 裁判所の窓口では、調停、裁判等の訴訟費用については、基本となる費用の説明はしていますが、審理期間となるとケースバイケースなので、手続案内での一方当事者からのお話だけでは、簡単に予測がつきにくく答えにくい面があります。

まずは、相手がいての調停や裁判だということを理解して頂くようにしています。

- 裁判所の案内業務での職員の難易度は高いと感じます。市役所の窓口対応職員への教育でもそうですが、対応する職員のスキル、経験、話術等も大事な側面になるかと思えます。

- 裁判所に相談に来た来庁者に、弁護士会等の相談窓口を紹介したりする場合、中継役として直接、弁護士会等に連絡するようなことは出来ないでしょうか。

また、必要な戸籍謄本等を役場からとってきてもらうにしても、裁判所が中継役として役場にその連絡をすることは出来ないでしょうか。

そうすることで、相談に来た来庁者は安心感を得ることができるのではないかと思えますので、そのような橋渡しの役割を裁判所が担うことは出来ないでしょうか。

- △ 関連機関との連携ということになるかと思えます。

現在も、法テラスへの連絡先のチラシをお渡ししたりということを行っています。

- 連携の在り方、どこまで橋渡しができるかということでしょうか。例えば他の機関の案内窓口の連絡先のメモを渡すだけなのか、もうちょっと踏み込んだところになるのかどうかだと思います。

- 家庭裁判所への相談は、地裁、簡裁に比べて多いと思えます。

家庭や親族の問題に直面にして、家庭裁判所の手続案内を利用する場面は色々あると思えますし、相談の範囲も広いと言えます。

今日の話会で家庭裁判所の手続案内を少しはご理解いただけたと思えます。また、貴重なご意見等、誠にありがとうございました。